

武蔵五日市駅前拠点施設（フレア五日市）使用規約

武蔵五日市駅前拠点施設（フレア五日市）使用規約（以下「本規約」という。）は、あきる野市（以下「市」という。）が運営するフレア五日市（以下「本施設」という。）の使用等に関し、必要な事項を定めるものです。

本施設を使用する際には、本規約の内容を十分に理解し、これに同意した上で本施設を使用するものとします。

（使用目的）

第1条 本施設は、活力と想像力を満たす学習の場として、市民や観光客、事業者など、様々な人が気軽に立ち寄り、交流し、学べる場、くつろげる場として使用することができます。

（サービス内容）

第2条 本施設のサービス内容は、次に定めるとおりとします。

- （1） 貸出施設（中のひろば及び外のひろば）の使用
- （2） 共用施設（五日市ラウンジ、更衣室、トイレ、コインロッカー及びベビールーム）の使用
- （3） 無線LAN（Wi-Fi）の使用
- （4） 移住・定住の相談
- （5） 秋川流域の観光案内

（開館時間、休館日等）

第3条 本施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとし、本施設は、無休とする。ただし、市が特に必要があると認めるときは開館時間を変更し、又は本施設を臨時に休館する場合があります。

2 本施設の閉館時間のうち一部時間帯（午後10時15分から翌日の午前9時までの間）については、スマートロックシステムを利用することにより、共用施設のうち、更衣室、トイレ（バリアフリートイレを除く。）及びコインロッカーを使用することができます。

（使用期間）

第4条 貸出施設は、同一の者が引き続き7日を超えて使用することができません。

（使用手続き）

第5条 本施設の貸出施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、本規約の内容を理解した上で、あきる野市武蔵五日市駅前拠点施設使用申請書兼使用料減額・免除申請書又はあきる野市公共施設予約検索システムにより申請し、承認を受けた上で使用することができます。なお、このシステムにより使用を申請する場合は、あらかじめ利用者登録をする必要があります。

（使用の不承認）

第6条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本施設の使用を承認しません。

- （1） 施設又は附帯設備若しくは物品（以下「附帯設備等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- （2） 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあるとき。

- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が不適当と認めるとき。
- (使用料)

第7条 本施設の施設区分、使用時間及び使用料は、次のとおりです。

施設区分	使用時間及び使用単位	使用料	
		月曜日から 金曜日まで	休日
中のひろば	午前（午前9時から正午まで）	6,500円	8,400円
	午後（午後1時から午後5時まで）	10,800円	14,000円
	夜間（午後6時から午後10時まで）	13,000円	16,800円
外のひろば	午前（午前9時から正午まで）	2,400円	3,100円
	午後（午後1時から午後5時まで）	4,000円	5,200円
	夜間（午後6時から午後10時まで）	4,800円	6,200円
更衣室	午前0時から午後12時まで	無料	

備考

- 「休日」とは、あきる野市の休日に関する条例（平成7年あきる野市条例第2号）に規定する休日です。
 - 使用単位の午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しません。
 - 前号の規定にかかわらず、施設を使用する場合において、使用の当日、施設を延長して使用する場合における延長使用料は、午前の使用単位を超えて使用するときは午後の使用料を、午後の使用単位を超えて使用するときは夜間の使用料を基本として、30分につきそれぞれ当該使用料の30分に相当する額とする。
 - 商行為で使用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合における施設の使用料は、使用の承認をした施設の使用単位に係る使用料の2倍に相当する額とする。
- 2 本施設の附帯設備等の使用料は、次のとおりです。

名称	使用単位	使用料
プロジェクター	1日	3,000円

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部を還付することができます。

- 災害その他の事故により、本施設を使用することができなくなったとき。
- 管理上特に必要があるため、市が使用の承認を取り消したとき。
- 使用者の責務に帰することができない理由により、本施設を使用することができないとき。

(スマートロックシステムの利用)

第9条 スマートロックシステム（以下「本システム」という。）を利用する者は、あらかじめ

め本施設の入退室管理システムである「むじん LOCK」の会員登録をする必要があります。

2 本システムを利用する場合、「むじん LOCK」により事前に利用予約をすることができません。

3 本システムは、1 回当たり 3 0 0 円で、3 0 分間利用することができ、延長利用することはできません。

(目的外使用等の禁止)

第 1 0 条 使用者は、使用の承認を受けた目的以外に本施設を使用し、又はその使用权を譲渡し、若しくは転貸することはできません

(施設の変更等の禁止)

第 1 1 条 使用者は、本施設に特別の設備をし、又は変更を加えることはできません。

(原状回復の義務)

第 1 2 条 使用者は、本施設の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければなりません。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市が原状に回復し、それに要した費用は、使用者が負担するものとします。

(入場者の制限)

第 1 3 条 市は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を禁止し、又は退場を命ずることがあります。

(1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認められる者

(2) その他管理上支障があると認められる者

(禁止事項)

第 1 4 条 本施設の使用に関し使用者又は入場者（以下「使用者等」という。）は、次の行為を行ってはなりません。

(1) 他の使用者等や近隣住民に迷惑を及ぼす音、振動、光（照明）、臭気等を発生させること。

(2) 席の確保その他理由に如何（いかん）を問わず、本施設内に荷物を長時間放置すること。

(3) 施設又は附帯設備等を損傷すること。

(4) 施設内に動物を持ち込むこと（盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く。）。

(5) 自家発電装置を使用すること。

(6) 本施設の無線 LAN (W i - F i) を使用して、特定又は不特定多数の者との大量のメールの送受信、コンピュータウイルス等の有害なプログラムの提供や送受信、大容量のデータ送受信を行うなど通信を逼迫（ひっぱく）させ良好な通信を阻害するような行為をすること。

(注意事項)

第 1 5 条 本施設の清掃、点検、工事等により、使用者等以外の者が本施設を使用することがあり、これにより本施設の一部の使用制限、音が発生する場合があります。

2 本施設には、防犯対策として防犯カメラを設置しています。防犯カメラで撮影した映像

は一定期間保管し、施設の運営状況、本規約の違反、盗難火災等の発生、遺失物等の確認及び警察等の犯罪捜査に協力する目的で使用する場合があります。

(通信環境等)

第16条 本施設は、使用者等が管理するPC、タブレット等を持ち込むことができます。

2 本施設では、無料でインターネットに接続可能な無線LAN(Wi-Fi)を使用することができます。ただし、インターネットへの接続を保証するものではありませんので、接続できなかったことによるいかなる損害も負担しません。

3 市では、インターネットへの接続及びPC、タブレット等に関するサポート等はいません。

(免責事項)

第17条 使用者等同士のトラブルは当事者間で解決するものとし、市は一切責任を負いません。

2 市は、本施設において発生した人的及び物的損害(市に帰責性がある場合を除く。)に関し、一切責任を負いません。

3 市は、提供するサービスの開始、変更、中断又は終了により生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。

4 市は、本規約等に違反する行為又はそのおそれのある行為が行われたと信じるに足りる相当な理由があると判断した場合には、当該行為を行った使用者等の本施設からの強制退去処分、当該行為以降の本施設の使用の停止等を行う場合があります。それによって生じたいかなる損害も市は一切責任を負いません。

(損害賠償の義務)

第18条 本施設の使用者等は、施設又は附帯設備等に損害を与えたときは、市が相当と認める額を賠償しなければなりません。ただし、市がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができます。

(損害補償)

第19条 市は、使用者等の所有物品等に生じた損害については、補償しません。

(使用規約の変更)

第20条 本規約については、予告なく変更される場合があります。